

加古川市労働相談員の委嘱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市労働相談員（以下「相談員」という。）として委嘱される者の職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 勤労者や事業主からの労働相談に応じて、必要な助言をするとともに、求職者の就職を支援するため、相談員を置く。

(委嘱)

第3条 相談員は、労働行政に対して相当の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委嘱の期間は1年以内とし、かつ1会計年度を超えないものとする。

(職務)

第4条 相談員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 労働問題全般にわたっての相談に関すること

(2) 就職活動の支援に関すること

(3) 労働関係機関等の連携に関すること

(4) その他市長が必要と認める事項

(守秘義務)

第5条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職務時間等)

第6条 相談員は別に定める日時及び場所において従事するものとし、月4回を上限とする。

(報償金)

第7条 相談員の報償金の額は、日額7,735円とする。

(解職)

第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は解職する。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合

(2) 相談員としてふさわしくない行為を行った場合

(3) その他市長が必要と認めた場合

2 第1項の規定による解職の日は、市長が別に定める。

(相談事項の記録及び報告)

第9条 相談員は、書面により相談内容を産業振興課長に報告し、検印を受けるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。